

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）の一部を改正する法律案の概要

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）については、平成30年度末でその期限が切れるが、第三滑走路の増設など成田空港の更なる機能強化を踏まえ、引き続き空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、法律の有効期限を10年間延長するとともに、新たに成田用水施設の改築を補助率かさ上げの対象事業に追加する（予算関連・日切れ）。

成田財特法の概要

○ 成田国際空港の周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、関係地方公共団体の財政負担を軽減するよう、国の財政上の特別措置（国の負担割合の特例等）を講じるもの。

・ 制 定 昭和45年3月（以後、7回延長）

・ 現行法 平成26年3月施行 → 有効期限：平成31年3月末

<補助率かさ上げの例>

	（通 常）		（かさ上げ後）
県道・市道	5/10	➔	2/3
町村道	5/10		8/10
水資源開発施設	2/3		75/100

延長等の理由

○ 新たな公共施設等の整備の必要性

訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を実現するため実施される第三滑走路の増設などの成田空港の更なる機能強化の影響を緩和するためには、成田用水施設の改築、道路の改築などの新たな公共施設等の整備が必要（新規事業として成田用水施設の改築、市町道等の整備の追加要望あり）。

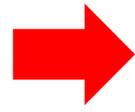
○ 法期限内に完了することが困難な事業（県道、市町道）があること

施行期日

○ 公布の日（平成31年3月31日まで。ただし、対象事業の改正規定は、同年4月1日）

成田空港の更なる機能強化に係る検討状況

成田空港の更なる機能強化	
【現在の滑走路】	
A滑走路	4000m
B滑走路	2500m
【更なる機能強化】	
A滑走路	4000m
B滑走路	3500mに延伸
C滑走路	3500mを新設

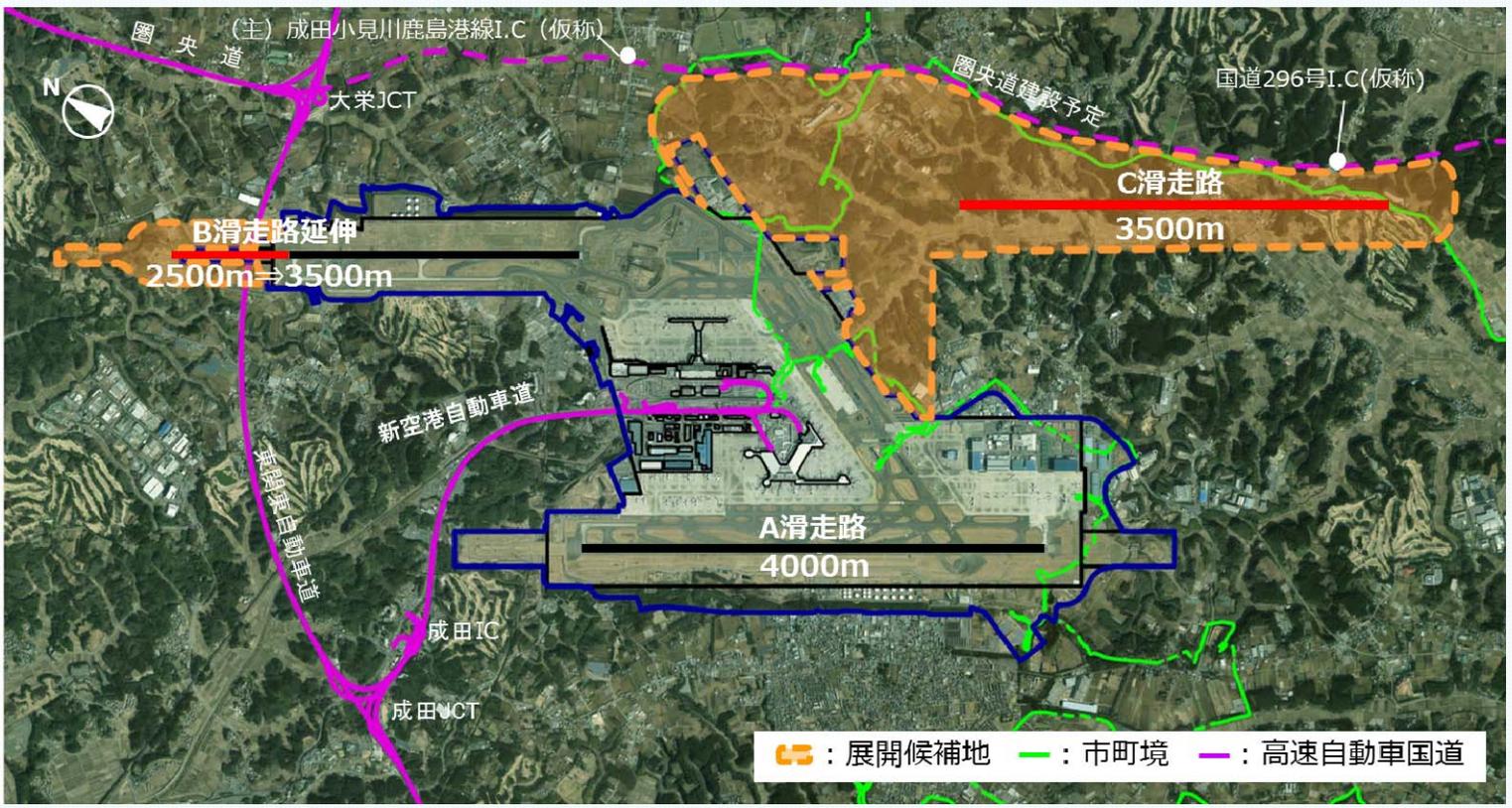


H30.3.13 四者協議会で最終合意
 「四者は、空港周辺地域の公共施設等の整備のため、成田財特法の改正に最大限の努力をする」旨を確認書に記載

※四者協議会：国、千葉県、空港周辺9市町、
 空港会社による協議会

【主な合意内容】

C滑走路の建設及びB滑走路の延伸



※1,000haと大規模な敷地拡張となるため、展開候補地については、今後、関係者と協議・検討していくことが必要。

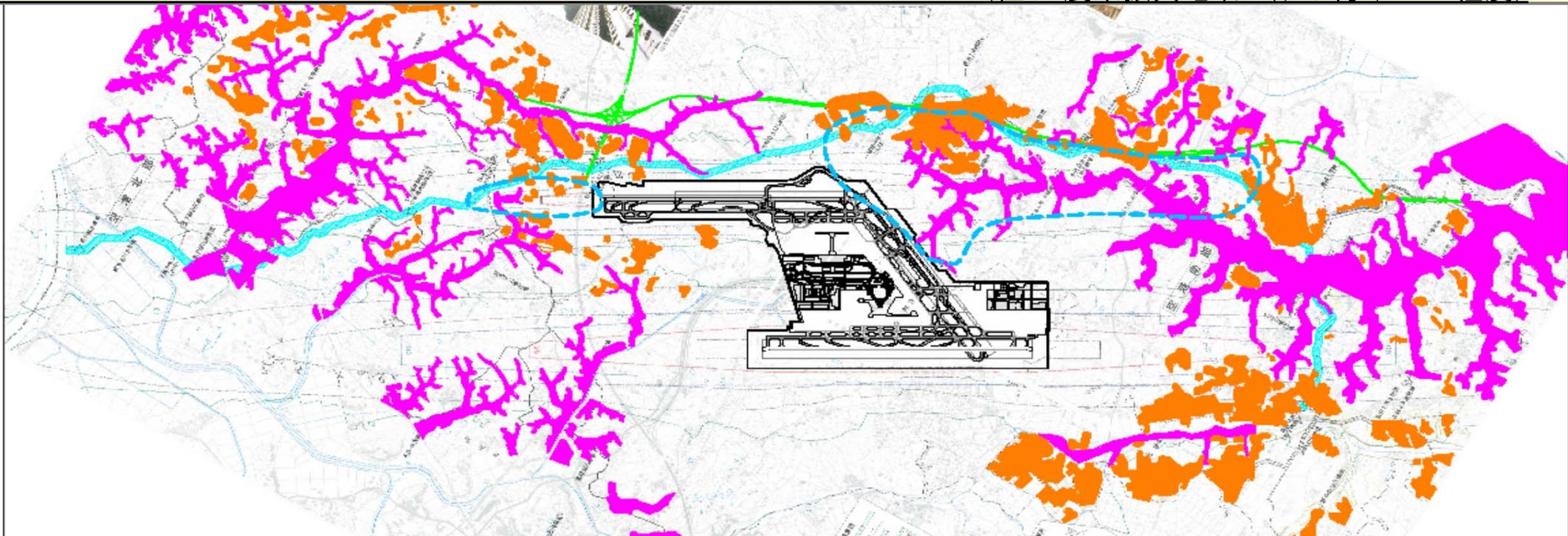
※併せて、夜間飛行制限の緩和についても合意



更なる機能強化により、空港容量を30万回から**50万回**へ拡大

成田用水の概要・整備経緯

施設概要	＜水資源機構が整備＞	・水路（延長 33km）、ポンプ等主要施設
	＜県、地元(土地改良区)が整備＞	・末端農地までの支線用排水路、その他施設
整備経緯	昭和41年7月	新東京国際空港建設計画、及び、周辺地元対策の閣議決定（⇒ 地元対策の検討開始）
	昭和41年8月	千葉県が空港建設に伴う地元対策として土地改良事業を発表
	昭和43年4月	農水大臣が空港関連土地改良事業の調査を採択
	昭和45年3月	「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」制定
受益地区	かんがい面積（当初完成時）	3,327 ha 内訳(水田 1,889 ha 畑 1,438 ha)
	かんがい面積（計画事業における完了時予定面積）	3,240 ha 内訳(水田 1,836 ha 畑 1,404 ha) (但し: 農業振興地域の畑は約1,200ha程度)


凡例

- 水田
- 畑
- 水路(幹線)
- 取得用地(想定)

○受益者団体：成田用水土地改良区（昭和48年1月 千葉県知事認可）
 組合員 3,028名（平成30/4現在） 理事長 成尾 政美（成田騒対協会長）

▶ 想定では、水田170ha、畑115ha ほど、受益地区が減少